

# 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 令和6年3月18日(月)

午後1時38分～午後3時04分

場 所

防災コミュニティセンター教育委員会大会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 西山清和、山田貴子、深澤里奈子、鈴木貴志

事務局及び出席者：富士川参事、大木学校教育課長、村松社会教育課長  
露木学校教育課副課長、常盤社会教育課副課長、二見図書館長  
二宮美術館長、石井指導主事、神保学校教育課管理係長、芹澤主事

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。山田委員は本日、オンラインによる出席となります。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和6年湯河原町教育委員会3月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、山田委員、鈴木委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それではまず、非公開とする案件についてお諮りいたします。案件(1)議決事項 議案第43号 令和6年度湯河原町育英奨学金奨学生の決定についてにつきましては、個人情報を含む案件であります。次に、議案第44号 教職員の人事についてにつきましては、人事に関する案件であります。次に、(2)協議事項 協議第45号 教育長の営利企業等従事許可についてにつきましては、個人情報を含む案件であります。以上3件の会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、この3件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和6年2月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和6年2月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 令和6年2月教育委員会定例会議事録につきまして、修正等はありません。

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等がございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和6年2月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、令和6年2月教育委員会定例会議事録については承認されました。

## 案 件

### (1) 議決事項

議案第42号 湯河原町立学校文書取扱規程の一部を改正する告示について

菅沼教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項議案第42号 湯河原町立学校文書取扱規程の一部を改正する告示についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

富士川参事 議案第42号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第42号 湯河原町立学校文書取扱規程の一部を改正する告示について 説明)

・町立学校における文書の取扱いに関し、電磁的記録等を規定するため、規程に改正を要する

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。そもそも、これは何が目的で必要になったんですか。

富士川参事 指導要録を校務支援システムに入力し、紙に打ち出すことなく、データとして保管しておきたいという学校側の要望でございます。

鈴木委員 年度末に、児童生徒一人一人の指導要録を準備するんですが、例年、紙に打ち出して保存しておりました。それが文科省からの通知で、電子的に保存してもよいことに

なったものです。

菅沼教育長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第42号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第45号 湯河原町指導主事の任命について

菅沼教育長 次に、議案第45号 湯河原町指導主事の任命についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木学校教育課長 議案第45号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第45号 湯河原町指導主事の任命について 説明)

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第45号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第46号 湯河原町教育指導員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第46号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木学校教育課長 議案第46号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第46号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

- ・学校教育の指導充実及び振興を図るため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第46号を挙  
手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第47号 湯河原町教育指導員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第47号 湯河原町教育指導員の任命についてを議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木学校教育課長 議案第47号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第47号 湯河原町教育指導員の任命について 説明)

- ・社会教育の指導充実及び振興を図るため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は  
ございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第47号を挙  
手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第48号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第48号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱についてを議題と  
いたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木学校教育課長 議案第48号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第48号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について 説  
明)

- ・湯河原町支援教育アドバイザー等設置規則第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は  
ございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第48号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第49号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

大木学校教育課長 議案第49号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第49号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について 説明)

- ・湯河原町支援教育アドバイザー等設置規則第3条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第49号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 湯河原町社会教育推進員の任命について

菅沼教育長 次に、議案第50号 湯河原町社会教育推進員の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第50号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第50号 湯河原町社会教育推進員の任命について 説明)

- ・多様化・高度化する町民の社会教育に対するニーズに応えられるような事業展開について、教員等の資格を有し、知識や経験が豊かで当該事業の遂行に適する者である

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第50号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第51号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第51号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第51号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第51号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

- ・引き続き委嘱するため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第51号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第52号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第52号 湯河原町青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第52号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第52号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

- ・引き続き委嘱するため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第52号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号 湯河原町社会教育委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第53号 湯河原町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育副課長 議案第53号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第53号 湯河原町社会教育委員の委嘱について 説明)

- ・任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、湯河原町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。社会教育委員は何人以内になっているんですか。

常盤社会教育課副課長 条例で「定数は15人以下とする」となっております。

菅沼教育長 「以下」というのはおかしいので、変えた方がいいと思いますが、条例はハードルが高いですね。15人ということで、やっていただける方を一生懸命お願いしているんですが、現行でも15人まで達してはおりません。今月中には、この方々をご承認いただければOKで、来月以降は学校からの推薦でやりたいと思っております。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第53号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号 湯河原町青少年指導員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第54号 湯河原町青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第54号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第54号 湯河原町青少年指導員の委嘱について 説明)

- ・任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、湯河原町教育委員会教育長に対

する事務委任規則の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。任期と定員はどうなっていますか。

常盤社会教育課副課長 任期は2年で、定員につきましては、規定上、設けておりません。

菅沼教育長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第54号を挙

手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号 湯河原町文化財審議委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第55号 湯河原町文化財審議委員の委嘱についてを議題といたし

ます。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第55号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第55号 湯河原町文化財審議委員の委嘱について 説明)

・任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、湯河原町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第55号を挙

手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第56号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱についてを議題といたし

ます。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第56号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第56号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について 説明)

・一部の任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、湯河原町生涯学習推進員

設置要綱の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第56号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第57号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 議案第57号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第57号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱について 説明)

・任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、湯河原町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第57号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## (2) 協議事項

協議第44号 教育長の営利企業等従事許可について

菅沼教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第44号 教育長の営利企業等従事許可についてを案件といたします。本協議につきましては、私の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、その議事に参与することができないこととなっておりますので、協議が終了するまで退席さ

せていただきます。このため、教育長職務代理者の西山委員に議事進行をお願いいたします。

西山委員（教育長職務代理者） それでは、改めまして、協議第44号 教育長の営利企業等従事許可についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

二宮美術館長 協議第44号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第44号 教育長の営利企業等従事許可について 説明）

・町が株主である（有）コミュニティサービスの取締役として、指導を行うことを必要とする団体の事務に従事する

西山委員（教育長職務代理者） これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

西山委員（教育長職務代理者） 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第44号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

西山委員（教育長職務代理者） 全員賛成。よって、本案は許可申請書のとおり決定いたしました。教育長の入室を許可します。

菅沼教育長 では、議事進行に戻らせていただきます。

協議第46号 令和6年度「湯河原町人権教育月間」について

菅沼教育長 次に、協議第46号 令和6年度「湯河原町人権教育月間」についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

露木学校教育課副課長 協議第46号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第46号 令和6年度「湯河原町人権教育月間」について 説明）

・町立学校の保護者向けお知らせについて（相談窓口や人権川柳なども記載）

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第46号を

挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第47号 令和6年度湯河原町教育委員会研修等事業計画（案）について  
菅沼教育長 次に、協議第47号 令和6年度湯河原町教育委員会研修等事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

露木学校教育課副課長 協議第47号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第47号 令和6年度湯河原町教育委員会研修等事業計画（案）について 説明）

・いじめ問題については、時期を早め、最初を5月の実施とした

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

鈴木委員 学びづくり研究推進連絡会議の6月3日開催分ですが、内容に「幼保小中の学びの連続性について」とあります。文科省ではここ10年ほど、幼小の連携・学びの接続ということを非常に強調しております。世界的にも、幼児教育の重要性というのが、非常に叫ばれていることでもあります。そういった中でも、この学びの連続性というのは、特に幼保小の学びの連続性については、非常に重要なことであると考えます。そこで1つ提案なんですけど、対象者について、できれば研究主任プラス小学校1年の担任はいかがかと考えます。ただ、事情が厳しいようであれば、研究主任の方が出れば、校内でそれを共有することは可能かと思えますけれども、1年生の現状等も踏まえて、この学びづくりの研究推進連絡会議に、小学校1年の担任が出席するというのかがどうかと提案いたします。

菅沼教育長 ここで決めるということではなく、事務局としてはどうですか。

露木学校教育課副課長 学校によっては、その時間帯に研究主任と、たとえば小学校1年生が2クラスあるとすると、計3人が学校から離れるということにもなりますので、学校側としては、なかなかそれだけの人員が出てこられるかなと思います。内容について、研究主任がきちんと各学校で情報共有を図っていただく機会を持っていただくようになっておりますので、そのところでしっかりと連携の部分について、特に小学校1年

生の担任の先生方とやっていただければいいかなと思います。

菅沼教育長 吉浜小学校は、今年1クラスなんですよ。

鈴木委員 1年の先生全員ということでもなく、たとえば2名の担任のうちの1名を可能であればという文言を付け加えたらどうかと思います。

菅沼教育長 教務の先生と打ち合わせをしてきているんですよ。教育委員会の定例会で事業計画案を諮った際に、こういう意見が出ましたということで、それをごり押しするのではなく、いかがですかという話をして、厳しいということであれば、1年生の担任の方に、きちんと毎回の会議のフィードバックをしてくださいと。令和7年度に向けて、その辺がうまく行くような方法を今後考えましょうというような話をしたらいいんじゃないですかね。とりあえず、投げかけてみるということです。

露木学校教育課副課長 いまご意見いただきましたので、希望参加という形で投げかけてみまして、令和6年度でも可能であればという方向で、ご相談してみたいと思います。

鈴木委員 ありがとうございます。

菅沼教育長 他に質疑はございませんか。

西山委員 いまのお話の1年生の担任が希望参加ということで、これからどうなるかわかりませんが、そういった形で幅広くやっていくことを考えたとき、町ではこういうふうな幼小の連携を図っているということ、宮上幼稚園に対してもお知らせする、可能な限り出ていただくようなことはできないでしょうか。

露木学校教育課副課長 宮上幼稚園のご事情もあるかと思いますが、こういった会議を持っているということをお伝えして、可能な限りご参加いただけるような形を少し考えたいと思います。

西山委員 オブザーバー的とは言え、町立学校のこういった研修に、私立幼稚園が参加することについては、何か制約はあるんですか。

露木学校教育課副課長 そういった部分も含めて、検討してみたいと思います。

西山委員 それでは、検討していただくということでお願いします。

菅沼教育長 それでは、事務局お願いします。他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第47号を挙手により採決いたします。現在、2名の教育委員からいただいたご意見につきましては、検討することを含めた中で、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第48号 令和6年度校外体験学習推進事業（案）について

菅沼教育長 次に、協議第48号 令和6年度校外体験学習推進事業（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 協議第48号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第48号 令和6年度校外体験学習推進事業（案）について 説明）

・稚鮎の放流体験、茶摘み体験、温泉入浴体験

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第48号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第49号 令和6年度社会教育課事業計画（案）について

菅沼教育長 次に、協議第49号 令和6年度社会教育課事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 協議第49号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第49号 令和6年度社会教育課事業計画（案）について 説明）

・社会教育関係、青少年関係、生涯スポーツ関係

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第49号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

す。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第50号 令和6年度町立図書館事業計画（案）について

菅沼教育長 次に、協議第50号 令和6年度町立図書館事業計画（案）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

二見図書館長 協議第50号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第50号 令和6年度町立図書館事業計画（案）について 説明）

・「としょかんたんけん隊」は、例年は安全面を考慮して、対象人数を制限していたが、好評なので、午前・午後に回数を増やし、できるだけ多くの小学生が体験できるようにする

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。事業計画ではありませんが、図書館のあり方については、会議を年間どのくらいやろうと考えていますか。

二見図書館長 費用弁償上、年間4回です。

菅沼教育長 今月はやりましたか。

二見図書館長 これからです。

菅沼教育長 令和6年度についても、予定は予定として、何月と何月というふうにしておかないと、ただ4回やりますと言ってもね。あり方については、事業計画とは違うレベルの話ですけど。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第50号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第51号 令和6年度町立湯河原美術館事業計画（案）について

菅沼教育長 次に、協議第51号 令和6年度町立湯河原美術館事業計画（案）についてを

案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

二宮美術館長 協議第51号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第51号 令和6年度町立湯河原美術館事業計画(案)について説明)

・展覧会(特別展、企画展等)、講演会、夏休み事業、イベントの開催等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。平松先生のアトリエ講座は何回開催の予定ですか。今年度も12回予定していて、年明けの3回だけなんです。補正予算ですごく減額していますよ。先生の用事はわかるけれども、計画について詰めてないということですよ。何も12回やらなければいけないということではないですけどね。

二宮美術館長 調整をさせていただきます。

菅沼教育長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

西山委員 夏休み事業の中で、夏季休暇期間中は小・中学生無料ですが、町立の小・中学校の児童・生徒ですか。それとも、町内在住で、私立に通っているお子さんも入りますか。

二宮美術館長 該当します。

菅沼教育長 他に何かございますか。

鈴木委員 資料1枚目の②お月見気分についてですが、「平安時代より云々・・・」ということで、非常にタイムリーだなと思っております。ご存知のように、NHKの大河ドラマで、紫式部を取り上げ、平安時代が注目されている中でのこの企画展はいいなと感じております。できればいいんですが、たとえばポスター等に、そういう文言が入ると、一般の方の目を引くのではないかと思いますので、ご検討をよろしくをお願いします。

二宮美術館長 ありがとうございます。

菅沼教育長 他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第51号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

報告

(1) 令和6年度湯河原町ICT教育推進アドバイザーについて

菅沼教育長 次に、報告に入らせていただきます。(1) 令和6年度湯河原町ICT教育推進アドバイザーについて、事務局から報告をお願いします。

大木学校教育課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、令和6年度湯河原町ICT教育推進アドバイザーについて 報告)

・経歴書

菅沼教育長 報告が終わりました。打診をして、やっていただけるとのことですね。山田委員、平井先生がやってくださるということです。よろしくお伝えください。

山田委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

菅沼教育長 何かございますか。

委員 質問、意見等なし

(2) 令和5年度人権教育に係る年間計画の取組状況について

菅沼教育長 次に、(2) 令和5年度人権教育に係る年間計画の取組状況について、事務局から報告をお願いします。

露木学校教育課副課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、令和5年度人権教育に係る年間計画の取組状況について 報告)

・今回は2期(12月)までの報告

菅沼教育長 報告が終わりました。これは個人的な人権に係る取り組みについての考えですが、近年、「10年を経て」という言葉をよく聞くようになってきました。10年前の事案は、寄り添う教育とか人権をやらなければいけないという、ある意味きっかけになっただけであって、10年たとうが20年たとうが、湯河原町は寄り添う教育をやるんだと決めた以上、それを続けなければいけないです。あまりそういう言葉が出てくるのは好ましくない。平成25年という言い方をしているからかも知れませんが、その辺の認識ですね。これが湯河原の寄り添う教育ですから、続けなければいけない。大変なんですけど、その辺の認識を負担にならないようにどのように伝えていくかということですね。何かございますか。

西山委員 実際に多くの小中学生には、もう10年たったという意識は持たないでほしいなと思います。それぞれの学校で工夫しながらも、様々な事案が起きたときには、職員全体で共通理解しておこうという体制はとれているような気がします。ご指導なさってい

る指導主事の先生も大変な思いをされていると思います。町のいじめに関する研修会等も含めた形で、それぞれの学校が子どもたちの発達段階にあわせた内容で、いくつかの講演会等を持っていることもわかりましたので、引き続き、この形で進めていってほしいなと思います。もちろん、川柳の呼びかけも、いままでどおり、いままで以上にやっていただきたいなと思います。

石井指導主事 私も教育委員会にまいりまして、頭の中が整理できたのですが、現場におりましたときは、やはり当時のことを知っている職員が残っていて、非常に心が病んでいました。職員を見ておりますと、どこかでもうそろそろ、これは引き上げてもいいんじゃないかなと思ったときがありました。引き上げるというのは、平成25年のことを言わないで、寄り添うという教育に移行してもいいんじゃないかなという思いです。ただ、またここに来て、町の皆さんが非常に重く見ているということを知りまして、忘れるんじゃないなくて、職員のケアがなかったんだなということを思いました。生徒にはカウンセラーを付けたかも知れませんが、該当していた職員には、一切付けてないと思うんです。さらに、そうじゃない遠くにいた職員もお話してみると、そのことになると、共通して全く記憶がないんですよ。それだけ、その事件について、職員も心を痛めていたんだなということです。生徒さんのお母さんとお話する機会がありましたので、そういうことも考えますと、先ほど教育長が言われたように、町として、それはきちんとやっていかなければいけないけれども、このあといろいろなことが起きるかも知れないけれども、職員のことも考えてあげないと、職員が疲弊してしまうんじゃないかということが気になりました。それから、該当していない職員ですけども、4月に生徒指導の担当が話をしたことを、非常にきちんと受け止めて、湯河原として一段ギアが上がりましたという職員もいるわけです。他の学校だったらどうかなと思うことだけど、湯河原だからやらなければいけないだと思って、子どもたちに非常に寄り添っていくという職員もいます。そういう人たちを大切にしながらやっていけたらと、それが教育委員会として少しでも支援できたらと思います。

菅沼教育長 ありがとうございます。他に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

### (3) 令和6年度湯河原町民大学について

菅沼教育長 次に、(3) 令和6年度湯河原町民大学について、事務局から報告をお願いします

す。

常盤社会教育課副課長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、令和6年度湯河原民大学について 報告)

・定員150名

菅沼教育長 報告が終わりました。何かございますか。

委員 質問、意見等なし

その他

菅沼教育長 その他に入らせていただきます。それでは、学校のあり方についての案件がございませんでしたので、視察について、順番にご意見をお願いいたします。

西山委員 ある意味、あんなにすばらしい学校を見ない方がよかったかなと思うくらいです。内容は十分使い切れてないという感じがしましたが、外観等を見させていただくと、学校をつくるには大変なお金がかかるんだなと認識いたしました。印象に残りましたのが、2校目の学校で、2つの中学校と3つの小学校を一緒にしたところですね。まだ1年もたっていないということでしたが、校長室に校旗が6本ありました。1本は現在の学校のもので、新しくしたもので、その他いままでの学校の旗が並んでいたのには、いろいろなことを考えました。それぞれの地区の人や卒業生などの思いも込められているから、校長室に置いてあるのかなという考え方と、新しい学校だから、いままでのそれぞれの学校のことは、もう済んだのではないかと思ったんですが、以前の旗があるというのは、教育に携わる校長先生初め教職員の方々、すごいプレッシャーを感じながら、学校運営をしているのかなと思いました。これからの湯河原の学校をどういうふうにしていこうかということは、自分なりの方向性が揺らいでいた部分もありましたが、今回の大阪である程度決めたような状況です。こういった施設をつくるときに、いろいろなことをクリアするまでの地域の方との話し合いや卒業生とのこと、教職員も入るとか、そういったことを丁寧にやってこられたんだということを感じました。いままで町もこの問題について、住民説明会がちょっと少ないかなということで、別の手段を使って、住民の声を求めるという手立てもしてきたと思いますが、これから次の方向性が示されたときには、いままで以上に皆さんの声を聞く、説明を丁寧にやっていく必要がいると感じました。

深澤委員 すごくいい機会をいただけてよかったです。統廃合について、いままであったも

のがなくなるということについて、地域の人々はどうかのかなということがありましたけど、これからの時代の世界観・考え方を盛り込むからこそその外観、そういうハードがあればこそ、ソフト面ではこういうことをやりたいということが成り立っていくようなことをきちんと見た上でつくっていったら、地域の人も楽しくなっていくんじゃないかなと思いました。外観がすばらしく、お金がかかるのはわかりますけど、そうであれば、ソフト面について、湯河原の教育をどのようにしたらいいか、どのような価値観をつくっていくか、皆さんで話したことを盛り込んだ上でのハードというものをつくられていけたらいいと思いました。ソフト面にチャレンジしている学校がたくさんありますので、学校教育の領域ですが、日本人たちが、こういう教育はいいよねと置いていけるような形のものできたらいいと思いました。今回、ハード面をいろいろ見せていただき、大きさなど見本として見させていただきました。未来が明るく見えたような2日間でした。そして、ソフト面をどうしていくのか、それらを凝縮するのが教育委員会の場かなと思います。いろいろ勉強しながら、アイデアが出せるようにしたいと思います。

鈴木委員 守口市と豊中市の小学校を見させていただき、私は支援教育、特別支援教育の視点で見てきました。守口市の施設ですが、特別支援教室の教室内が非常に充実しておりました。たとえば、手洗いが中にあり、児童がその中で非常に生活しやすいような環境づくりが教室にされておりました。豊中市については、特別支援教室はないんですね。支援教室が各学年のフロアーに配置されておりました。ここではインクルーシブ教育を推進していて、障がいのある児童も、普通教室で他の児童と一緒に学ぶことをベースにしながら、教頭先生によりますと、必要に応じて支援教室を使い、個別の指導・学びをするということです。施設をつくるには、その中でどのような学び、どのような教育をしていくのか。どのような学びが子どもにとって大切なのかということをしっかりベースにして、新しい学校づくりをしていくことが必要なんだなと思いました。設備面をどうするのかという以前に、どういう学びを子どもたちに望んでいくのか。それを具現化するために、どういう施設整備にするのか、さらにはその前段階として、町内の学校として、どういう学校制度にしていくのかということがあるべきだなと思いました。先ほど、教育長から「寄り添う教育」というお話がありましたが、たとえば、湯河原町として、寄り添う教育をどのように新しい学校づくりに反映させ、それをどのように具体化していくのかということ、これから考えていくことが非常に重要だと感じました。

山田委員 2校拝見できて、よかったと思います。3点感じたことがありまして、1点は、

新しい学校ができると、移住につながるということです。湯河原町の教育環境の魅力化が、町の魅力化につながるということです。また、ソフト面はそんなに変わらないとおっしゃっていたので、学習環境や空間が子どもたちや教員に与える影響が大きいんだと、改めて感じました。2点目は、ソフト面は非常に重要だと思います。1校目はそこが全く見られなかったので、校舎のデザインは見られたかなと思います。2校目は、具体的に教室でどのような授業をされているのかまでは見られませんでした。校舎がすばらしいのに越したことはないですが、小中一貫になった場合、中でどのように学び合うのかということです。校舎が同じだけではあまり意味がないと思っています。いかに学びが混在して深まっていくかというところが、もっとリアルに動いているところを見に行く必要があると思います。子どもを真ん中にして、湯河原らしい、どんな教育をつくれるのかということと、図書館とか複合的な施設もあわせて議論できたらいいんじゃないかということです。3点目ですが、2校目の校長先生のお話によると、教職員の方の不安が大きかったということがありました。新しい学校の中で、教員間で一緒にどうつくっていくかということが大変だということもありました。あり方を検討していくというフェーズから、統廃合をして自分の母校がなくなっても、変化を楽しみながら、湯河原の未来にワクワク感があるという新しい感覚を、いまいる教職員の方々・町の方々を感じられるようなチームづくりができるといいなと思いました。「自分の学校がなくなっちゃうのか。残念だ」とか「あっちだけなのか」という議論にすらならないような、みんなが湯河原をよくできるよねというふうになっていったらいいなと思いました。いまいらっしゃる教職員の方々ともお話したいなと思いました。

菅沼教育長 以前から申しておりますように、学校を1校にするのか2校にするのかわかりませんが、建物が古いので、補強して使うことはできません。建て替えなければいけないのは事実です。そして、子どもが少なくなっていますので、それにあわせて、何か考えていかなければいけません。ですから、何らかの形で統廃合していかなければいけません。南足柄市に最初にお邪魔させていただいたとき、なくなってしまう学校の閉校式は絶対あった方がいいというのは感じました。前の校旗があったというお話に連動するかわかりませんが、もしなくなる学校があれば、閉校式をしてあげなければいけないとずっと思っております。そして、可能であれば、新しい学校の中に、記念館とまではいきませんが、ずっと校旗や過去の写真・書物等を残してあげられたらいいのかなと思います。この新しい学校の前身はこうだったんだという歴史を残してあげられたら

いいと思います。構想的には、まず原案をできるだけ早く作成し、議会や住民に説明して、令和6年度末にはあり方を固めて、令和7年度には基本計画に入っていきたいというふうに個人的に思っておりました。皆さんからもありました、どういう学校づくりをするかというのは、あり方とか適正配置の中で、教育委員会レベルで考える、湯河原で目指す教育であったり、やらなければいけないことをずっとやってきたわけです。そこに、今度つくる学校はこういうふうにつくると書いてありますので、それを具現化するために、いま教育委員会の中で1校にするとか2校にするとか話し合っ、住民の意見を聞きながら、それが決まったら、その学校は目指す教育を示したものを、今度は実際に具現化するためにどうするのかというのを、もう一度住民・教員とやらなければいけないなど、大阪に行きましてから思いました。そうすると、もう1年にかかるのかなと。ただ、いまやっておりますことは決して無駄ではなくて、とにかく教育委員会レベルで、1校にするとか2校にするとか、そういう原案は決めなければいけなくて、大まかな目標は書いてあるので、その方向性が決まったら、その学校をつくるためにどうするんだと、もう1回やらなければいけないのかなと、いまのところ思っております。

それから、現在、あり方については少しずつ進めていって、また来月からやらなければいけないんですが、議論を公開でやってきても、傍聴者がお一人とかという状況ですので、事務局としましては、原案が6月までにできるかどうかわかりませんが、もし途中であっても、6月議会の常任委員会に報告したいと思っております。それから、同じレベルで広報に載せたいと思っております。公開で会議をしておりますが、ほとんどの方がどんな議論をしているかご存知ありませんのでね。状況を載せれば、定例会の傍聴者が増えるんじゃないかと思えます。プレッシャーはかかりますが、協議を進めていって、そんなの聞いてないと言われるよりはいいと思います。一昨年説明会をしましたときには、280人ぐらいの方が来られました。

それでは、その他何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 それでは、以上をもちまして、本日の秘密会を除く日程はすべて終了いたしました。

